

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設 さくら苑

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（肺炎・尿路感染症・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴を必要とする場合に限る。))を発症した場合における施設での医療について、厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に評価されます。

以下に厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

■所定疾患施設療養費算定状況（令和1年度）

件数	66件（肺炎 21件）（尿路感染症 45件）（带状疱疹 0件）
検査	尿一般 48件 尿沈査 46件 尿培養 44件 胸部X線写真 20件 胸部CT 2件 など
使用抗菌薬 （経口）	オーグメンチン オゼックス セファレキシシン セフспан バクタ パセトシン
使用抗菌薬 （注射・点滴）	スルバシリン セフオン ピペラシリンナトリウム

（主に所定疾患施設療養費Ⅱ）